

平成26年度

オンデマンド品種情報提供事業

＜連携推進・評価試験対応型＞

応募要領

農林水産省農林水産技術会議事務局では、委託事業「オンデマンド品種情報提供事業」について、平成26年度から実施することを予定しており、うち「連携推進・評価試験対応型」について実施を希望する研究機関等を一般に広く募ることにいたしました。本事業への応募を希望される方は、本要領に従って「オンデマンド品種情報提供事業（連携推進・評価試験対応型）に係る事業企画書」（以下「事業企画書」という。）を提出してください。

応募受付期間：平成26年6月11日（水）～平成26年7月11日（金）17時まで

平成26年6月

農林水産省 農林水産技術会議事務局

1 事業の目的

我が国の農作物への多様化・高度化するニーズに対応するためには、実需者等のニーズを的確に把握し、これに対応した品種（品種登録されていないものも含む。以下「品種等」という。）を迅速に提供することが必要です。

しかしながら、新品種の育成には交配から品種登録まで長期間（例えば、水稻では10年程度）かかることから、実需者等の品種等に対する多様なニーズに迅速に対応することが困難な場合があります。

一方、研究独法や都道府県の試験研究機関等には、優れた特性を持つ品種等が多数存在しているものの、実需者等へ情報が行き渡らず、これらの品種等が十分に活用されていない場合があります。

本事業はこのような状況を改善するため、実需者等のニーズや優れた特性を持つ品種等の情報を把握するとともに、所要の加工適性等の評価試験を実施することによって、実需者等のニーズに対応した品種等の情報を迅速に提供する体制の構築を推進します。

2 事業の内容

(1) 概要

本事業では、以下の業務を行うこととします。

① 企画・調整業務

本事業を実施するに当たって、②及び③の実施内容の企画・立案、別途発注する「オンデマンド品種情報提供事業（データベース整備型）」で整備するデータベース・ホームページの仕様の決定、関係機関（データベース整備型の受託者、研究独法、都道府県の試験研究機関等）及び農林水産省農林水産技術会議事務局（以下「事務局」という。）との連絡・調整業務、事業のスケジュールの進行管理等を行うこととします。

② 実需者等との連携推進

実需者等のニーズに対応しうる可能性を持った有望な品種等の情報を収集・整理するとともに、これらの情報を提供するための会議（以下「連携推進会議」という。）を開催し、実需者等のニーズを的確に把握することとします。

③ 地域への適応性試験や加工適性試験の実施

実需者等からの要望に応じて、整備したデータベースの中から、実需者等のニーズに合致する最適な品種等を選択し、所要の加工適性や地域適応性等の試験を行うことで、実需者等からの評価を受けることとします。

(2) 事業目標

新品種・新技術の開発・保護・普及の方針（平成25年12月11日攻めの農林水産業推進本部決定。参考 URL：<http://www.maff.go.jp/j/kanbo/saisei/honbu/>）に沿った取組を推進するため、実需者等のニーズに応じた品種等の情報を迅速に提供する体制の構築を目標とし、26年度から28年度までの3年間の事業実施期間で、本事業により実需者等へ情報提供した品種等のうち、産地導入等に至った品種が15品種以上となるよう取り組むこととします。

(3) 本事業で対象とする農作物、品種等

本事業で対象とする農作物、品種等については、①及び②を基本とし、実需者等のニーズに応じて、適宜追加できるものとします。

① 対象農作物

ア 普通作物（稲、小麦、皮麦、裸麦、二条大麦、大豆、ばれいしょ、かんしょ、そば）

イ 工芸作物（なたね、てんさい、さとうきび、茶）

ウ 園芸作物（いちご、トマト、ピーマン、なす、きゅうり、メロン、すいか、ねぎ、かぼちゃ、はくさい、だいこん、たまねぎ、レタス、かんきつ、りんご、もも、なし、西洋なし、かき、くり、ぶどう、うめ、あんず、ブルーベリー、きく、カーネーション、バラ）

エ 飼料作物（イタリアライグラス、ペレアルライグラス、アカクローバ、シロクローバ、とうもろこし、ソルガム、えん麦）

② 対象品種等

ア 「新品種・新技術の開発・保護・普及の方針に基づき導入が期待される品種等リスト」に記載された品種等。

(参考 URL : <http://www.s.affrc.go.jp/docs/hinsyu/kikaku3.htm>)

イ 品種登録されたもの又は品種登録出願中のもの。

ウ 品種登録の育成者権が消滅したもの又は品種登録されていないもので、種苗供給が可能なもの。

(4) 事業の実施体制

本事業は、(1)の内容を全国で展開することとし、窓口業務(実需者等のニーズ把握、問合せ対応、実需者との連携推進に係る会議等の企画・連絡調整等)を担う代表機関を全国で一カ所設置することとします(以下「全国窓口」という。)

また、地域における業務(品種等の情報の収集、実需者等への情報提供、ニーズ把握等)を担う者を各地域ブロック単位ごとに設置することとします(以下「地方窓口」という。)

なお、地方窓口の設置に当たっては、全国をある程度大まかに区分するものとし、例えば、天気予報の地方予報区(北海道地方、東北地方、関東甲信地方、東海地方、北陸地方、近畿地方、中国地方、四国地方、九州北部地方、九州南部地方及び沖縄地方)や農林業センサスにおいて用いられている全国農業地域区分(北海道、東北、北陸、関東・東山、東海、近畿、中国、四国、九州及び沖縄)等を基本に、必要に応じて「北陸・関東・東山」のように地域をまとめても構いません。

(5) 業務の具体的な内容

以下の①から③までの業務を実施します。

① 企画・調整業務

本事業を実施するに当たっての企画・立案、連絡・調整業務、事業の進行管理等の業務を行うこととします。具体的には次のアからカまでとします。

ア 下記②及び③を実施するに当たっての企画・立案を行うこととします。

イ 「データベース整備型」において集約・一元化する品種等の情報を項目ごとに整理し、データベース及びホームページの仕様を決定することとします。

ウ 年間スケジュールの企画、スケジュールの進行管理、事業実績の取りまとめ等を行うこととします。

エ 関係機関(試験研究機関、「データベース整備型」の受託者、事務局等)との連絡・調整業務を行うこととします。

オ 実需者等からの本事業に係る問合せ、個別相談等の窓口対応を行うこととします。

なお、品種等に対する問合せ、種苗の入手先の紹介等については研究機関と連携するほか、事業に対する問合せについては、事務局へ伝達する等関係機関と連携して対応することとします。

カ その他事業実施に当たって必要な企画・調整業務を行うこととします。

② 実需者等との連携推進

実需者、育種に係る研究者等を参集範囲とし、「データベース整備型」により整備するデータベース及びホームページの作成に必要な実需者等のニーズの把握や、ニーズに対応しうる可能性を持った有望な品種等の情報を積極的に提供するための連携推進会議を、全国窓口及び各地方窓口ごとに少なくとも年1回以上は開催することとします。

開催に当たっては、状況に応じ、適宜複数回開催することも可能とし、③の事項(評価試験)と併せて開催することも可能です。

ここでいう「有望な品種等」とは、例えば、開発当時は注目されなかった機能性を有する品種や高収量であるが食味の劣る品種、当時では栽培が困難であったために品種登録出願されなかった系統段階のものなど、優れた形質はあるものの諸般の事情により、現在までにほとんど普及していない品種等をいいます。

なお、「ニーズに対応しうる可能性を持った有望な品種等の情報」の収集については、

研究独法や都道府県の試験研究機関等に対し、農林水産省から協力依頼を行います。

③ 地域への適応性試験や加工適性試験の実施

実需者等からの要望に応じて、整備したデータベースの中から、実需者等のニーズに合致する最適な品種等を選択し、所要の加工適性や地域適応性等の試験を行うことで、実需者等からの評価を受けることとします。

なお、これらの実需者等から受けた評価については、有望な品種等の絞り込みに反映するとともに、データベース及びホームページの仕様の際の参考にすることとします。

また、実施に当たっては、②の開催に併せて実施することができるほか、別途、現地検討会として単独で開催することも可能とします。

なお、加工適性や地域への適応性等に係る試験の内容については、実需者等のニーズに応じ、実施内容を適宜変更できるものとします。

<地域への適応性試験や加工適性試験の実施のイメージ>

実需者からの評価を受けるため、試験研究機関が所有する品種等のうち、実需者等のニーズに対応しうる可能性を持った有望な品種等を対象にア及びイに記載する評価試験を実施。

ア 地域への適応性評価試験

地域への円滑な品種導入を促進するため、試験研究機関内で育成された品種等の特性が、気象条件や栽培条件が異なる他の地域で栽培された場合であっても、同等の特性がみられるか栽培試験を行い、実需者等からの評価を受ける。

イ 加工適性評価試験の実施

良食味で安価な業務用の水稲品種を用いた回転寿司用の酢飯や牛井用の御飯、タンパク含量が高く加工適性に優れる大豆品種を用いた特色のある豆腐、カットした場合に歩留まりの良い（可食部が多い）野菜や果樹など、実際に加工・調理等を行うことによって、実需者等の評価を受ける。

(6) 事業の実施体制についての留意事項

本事業は、全国で業務を展開することを要件としています。より多くの企業や機関が本事業による品種等の情報提供等の効果を受けられるよう工夫してください。

本事業について、複数の機関が共同でコンソーシアム（共同実施グループ）を形成して事業を実施する場合は、コンソーシアムの代表機関が農林水産省農林水産技術会議事務局長（以下「事務局長」という。）との契約を締結し、事務局との連携窓口を担当することとします。

なお、複数の機関がコンソーシアムを形成し事業を実施する場合は、コンソーシアムに参画する全機関を集めた連絡調整会議を少なくとも年1回以上開催することとします。

(7) 事業実施期間

本要領に基づく事業の実施期間は、平成26年度から28年度までの3年間とします。ただし、契約は年度単位で行い、14の本事業の進捗状況等を評価する委員会（以下「評価委員会」という。）の評価の結果によっては継続的な委託を行わない場合があります。

3 委託経費限度額（平成26年度）

平成26年度の委託事業の予算額（契約限度額）は54,000,000円（消費税を含む。）を予定しています。

4 応募資格等

(1) 資格要件

応募者（単独で応募した場合はその機関、研究グループとして応募する場合は代表機関。以下同じ。）は、次の①から⑥までの要件を満たす必要があります。

① 民間企業、技術研究組合、公益又は一般法人、独立行政法人、大学、地方公共団体、NPO法人、協同組合等の法人格を有しており、日本国内において事業を実施すること。

- ② 本事業を行うための体制、人員、設備、知的財産等に係る事務管理等を行う能力・体制を有すること。
- ③ 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条にいう特別の理由がある場合に該当する。

（参考条文）

○予決令

第七十条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第二十九条の三第一項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項 各号に掲げる者

- ④ 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

（参考条文）

○予決令

第七十一条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- 2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

- ⑤ 平成25・26・27年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等（調査・研究）」の区分の有資格者であること。（地方公共団体においては資格審査申請の必要はありません。）平成22・23・24年度に有効な資格をお持ちの方も、「更新」の手続きが必要です。詳しくは、以下を御覧ください。（<http://www.chotatujoho.go.jp/va/com/h25-yukoshikaku.html>）

なお、研究機関が、平成25・26・27年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等（調査・研究）」の区分の有資格者であるかどうかについては、「有資格者名簿閲覧ページ」にて確認できます。（<http://www.chotatujoho.go.jp/csjs/ex016>）

/StartShikakushaMenuAction. do)

⑥ 委託契約の締結に当たっては、事務局から提示する委託契約書に合意できること。

(2) 共同実施グループにおける応募資格要件等

共同実施グループで応募する場合は、グループ構成員の中から代表機関を選定してください。代表機関には、委託契約の締結、資金管理等の事務的な業務も担っていただきます。

① 代表機関

(1) の要件を満たすほか、本事業における事業責任者及び経理統括責任者を設置する必要があります。また、事業を推進するに当たり、ア及びイに示す適切な管理・運営能力を有している必要があります。

ア 共同実施グループを設立し、国との委託契約を締結できる能力及び体制

イ 事業費の執行において、区分経理処理が行える会計の仕組み、経費執行責任者の設置や複数の者による経費執行状況確認等の適切な執行管理体制

② 共同実施グループの代表機関以外の構成員

(1) の要件を満たすほか、以下のア及びイに示す能力を有している必要があります。

ア 委託事業の執行に当たり、適切な管理・運営能力

イ 代表機関、代表機関以外の共同実施グループの構成員及び関係機関との相互調整を円滑に行える能力

5 委託事業実施期間

平成26年度における本委託事業の実施期間は、契約締結日から平成27年3月20日(金)までとします。

6 事業の応募に当たっての手續等

本事業の契約予定者については、公募を行い、企画競争により選定します。

受託を希望する者は、「応募要領」に従い、「オンデマンド品種情報提供事業（連携推進・評価試験対応型）の事業企画に関する応募表明書」（以下「応募表明書」という。）を提出した上で、「事業企画書」を作成し、提出していただき、後日開催する事業企画提案会において、事業企画書の内容を説明していただきます。

(1) 応募表明書の作成及び提出

① 提出期限

本事業の受託を希望する者は、平成26年7月4日（金）17：00までに応募表明書（別紙様式1）を作成し、16の「応募、照会等窓口」に郵送又は持ち込みにより、提出することとします（郵送の場合は期限必着とします。なお、e-mail 及び FAX での応募はできませんので御留意ください。）。)

② 受付時間、受付場所等

受付曜日：月曜日～金曜日（祝祭日を除く。）

受付時間：10：00～12：00及び13：30～17：00

受付場所：16の「応募、照会等窓口」

③ 提案書の取扱い

提出された提案書は返却しません。

(2) 応募に係る説明会の開催

① 本事業に関する説明会を以下のとおり開催します。

日 時：平成26年6月18日(水) 13：30～15：30

場 所：農林水産省農林水産技術会議事務局 共用第9会議室

(東京都千代田区霞が関1-2-1 北別館8階、ドア No. 803、804)

② 説明会に出席を希望する者は、「オンデマンド品種情報提供事業（連携推進・評価試験対応型）の事業企画に関する説明会参加申込書」（別紙様式2）を平成26年6月17日(火)17：00までに、16の「応募、照会等窓口」に提出してください（郵送の場合は期限必着

とします。また、e-mail 又は FAX も可です。)

③ 説明会への出席は、応募資格としません。

(3) 事業企画書等の提出

(4) に示す企画提案書及びその他提出資料は、平成26年7月11日(金)17:00までに16の「応募、照会等窓口」へ郵送又は持ち込みにより、10部提出してください(郵送の場合は期限必着とします。なお、e-mail 及び FAX での応募はできませんので御留意ください。)

(4) 提出書類

① 事業企画書

事業企画書は、別紙様式3に沿って作成することとし、必要に応じ、適宜様式を変更しても構いません。また、参考となる資料等についても必要に応じ添付してください。

② 平成25・26・27年度農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)審査申請書(添付資料を含む。)の写し(共同実施グループで応募する場合は、代表機関のみ提出してください。)

③ 会社等の概要

会社名、代表者名、本業務を実施する部署名及びその住所並びに本企画書の担当者名

④ その他(説明に必要な資料等)

(5) 事業企画提案会の開催

事業企画提案会を平成26年7月中旬に農林水産省において開催します。

なお、各者の提案時間は1応募者につき20分~30分とし、質疑応答を含め1時間以内とします。開催日時等は応募表明書を提出した者に別途連絡します。

(6) 事業企画提案会に提出された資料の取扱い

事業企画提案会に提出された資料の取扱いについては、次の①から⑨までのとおりとします。

① 本企画競争に要する一切の費用は、参加者において負担することとします。

② 提案する企画提案書は、1者につき1点とし、事業を複数の機関が共同で実施する場合には1つの共同実施グループ当たり1点とします。

③ 提出された事業企画書は、返却しません。

④ 事業企画書は、採点及び審査以外には無断で使用しません。

⑤ 事業企画書に記載した予定担当者は、真にやむを得ない事情がある場合を除き、変更できないものとします。

⑥ 事業企画書に使用する言語は、日本語とします。

⑦ 事業企画書に虚偽の記載をした場合は、事業企画書を無効とします。

⑧ 契約保証金について、9のとおりとします。

⑨ 委託費の支払について、12のとおりとします。

7 委託先の選定

(1) 審査方法

委託先の選定は、外部専門家等で組織する審査委員会において、(2)の審査基準に基づいて審査し、決定します。

審査に当たっては、必要に応じて、応募者に別途、追加資料等の提出やヒアリングを求める場合があります。なお、提案書の記載内容は公表しません。

(2) 審査基準

委託先の選定に関する審査基準は以下のとおりです。

① 「新品種・新技術の開発・保護・普及の方針(平成25年12月11日攻めの農林水産業推進本部決定)」に沿う取組であり、実需者等のニーズに対応した品種等を迅速に提供するという本事業の目的に合致しているか。

② 26年度の実施内容及び数値目標が本要領の「事業目標」の達成につながる取組となっ

ているか。

- ③ 26年度の実施内容が本要領の「事業の具体的な内容」に則し、かつ、十分に工夫された取組内容であるか。
- ④ 事業の実施体制は整っているか。
- ⑤ 事業の効果的・効率的な推進を図るために事業担当者の業務の分担が明確になっているか。
- ⑥ 事業担当者は、事業遂行のための高い能力や経験を有しているか（農林水産・食品分野の研究開発に対する知見を含む。）。
- ⑦ 育成者権等の知的財産の管理体制が整っているか。
- ⑧ 事業の年度展開について、事業スケジュール及び予算配分が適切なものであるか。
- ⑨ 26年度の委託経費に計上された所要経費が適切なものであるか。
- ⑩ ニーズに対応した品種等の情報を実需者等に迅速に提供できる体制の構築が見込めるか（総合的に評価。）。

8 審査結果の通知

審査結果については、提案会実施後2週間以内に、提案会参加者に対し、文書により通知します。

9 契約保証金の扱い

会計法（昭和22年法律第35号。以下「会計法」という。）第29条の9第1項に規定する契約保証金の納付は、予決令第100条の3第3号の規定により免除します。

（参考条文）

○会計法

第二十九条の九 契約担当官等は、国と契約を結ぶ者をして、契約金額の百分の十以上の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、他の法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されるとき、その者が物品の売払代金を即納する場合その他政令で定める場合においては、その全部又は一部を納めさせないことができる。

○予決令

第七十二条 各省各庁の長又はその委任を受けた職員は、必要があるときは、工事、製造、物件の買入れその他についての契約の種類ごとに、その金額等に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び経営の状況に関する事項について一般競争に参加する者に必要な資格を定めることができる。

第百条の三 契約担当官等は、会計法第二十九条の九第一項ただし書の規定により、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

一 （略）

二 （略）

三 第七十二条第一項の資格を有する者による一般競争に付し、若しくは指名競争若しくはせり売りに付し、又は随意契約による場合において、その必要がないと認められるとき。

10 事業の運営管理

事務局は、本事業の受託者と密接な関係を維持しつつ、本事業の目的及び業務目標に照らし、適切な運営管理を実施します。このため、本事業の受託者（共同実施グループが事業を担う場合には代表機関）は事務局に対し、事業の進捗状況を随時報告するとともに、事業の推進に当たっては事務局と十分に協議を行うこととします（要すれば、当該協議の実施に必

要となる人件費や旅費等に計上してください。)

11 委託契約の締結及び対象となる経費

(1) 委託契約の締結

8により本事業の受託者として採択された者に対して、委託契約を締結します。なお、採択された者は、委託契約に必要な書類を速やかに提出してください。

(2) 翌年度の取扱い

平成26年度以降の事業については、原則として、今回の公募により決定した委託先が実施するものとし、年度当初に改めて委託契約の締結を行うものとします。

(3) 委託経費の対象となる経費

委託経費として計上できる経費は、次の経費とします。

① 直接経費

本事業の実施に必要となる経費です。

ア 人件費

本事業に直接従事する事業総括者、業務担当責任者、業務担当者等の人件費。

なお、国又は地方公共団体からの交付金等で常勤職員の人件費を負担している法人(地方公共団体を含む。)については、常勤職員の人件費は計上できません。

* 人件費の算定に当たっては、受託者の給与規程等によるものとします。

イ 謝金

本事業の実施に必要な知識、情報、技術の提供に対する経費

- ・外部委員に対する出席謝金
- ・講演会等の謝金
- ・個人の専門的技術による役務の提供への謝金(講義・技術指導・原稿の執筆・査読・校正等)
- ・情報収集・資料整理等の役務の提供への謝金
- ・通訳、翻訳の謝金(個人に対する委嘱)

等

* 謝金の算定に当たっては、受託者の謝金支給規程等によるものとします。

ウ 旅費

旅費に関わる以下の経費

- ・本事業を実施するに当たって必要な国内への出張又は移動に係る経費(交通費、宿泊費、日当等)。

* 旅費の算定に当たっては、受託者の旅費規程によるものとします。

エ 物品費

- ・設備備品費

本事業の実施に直接要するもので、原形のまま比較的長期の反復使用に耐え得るもののうち、取得価格が5万円以上の物品の購入経費。

ただし、研究開発用器具及び備品(試験又は測定機器、計測機器、撮影機及び顕微鏡)については、取得価格が10万円以上の物品の購入経費。

なお、借用(リース等)の方が経費を抑えられる場合には、経済性の観点から可能な限り借用してください。この場合の経費は、借料及び損料になります。

- ・消耗品費

本事業において使用するもので、上記の設備備品費に該当しない物品。

オ 借料及び損料

本事業を実施するために必要な物品等の借損(賃借、リース、レンタル)及び使用(圃場借料、土地・建物借上料、倉庫料等)に係る経費

カ 外注費

機械装置等のメンテナンス、情報分析等の外注に係る経費

- ・機械装置、備品の操作・保守・修理（原則として本事業で購入した備品の法定点検、定期点検、日常のメンテナンスによる機能の維持管理、原状の回復等を行うことを含む。）等の業務請負
- ・農作物の加工・試作、単純な分析等の経費
- ・アンケート、調査等の業務請負（業者請負）
- ・雑役務費（ほ場の栽培管理等に係る役務費）等

キ 会議費等

- ・委員会、会議、打ち合わせ等の開催のために必要な経費

ク 賃金

本事業に従事する補助者等に係る賃金

* 賃金の算定に当たっては、受託者の賃金支給規程等によるものとします。

ケ 印刷製本費

- ・本事業を実施するために必要な資料の印刷、製本等の経費（ポスター、チラシ、会議資料等に係る印刷費、事業報告書の製本費等）

コ 通信運搬費

本事業を実施するために必要な物品の運搬費、通信料、電話料等の経費（電話料、ファクシミリ料、インターネット通信料、宅配便代、郵便料等）

サ 光熱水料

本事業を実施する施設等の電気、ガス及び水道料

シ その他必要に応じて計上可能な経費

② 一般管理費

①直接経費のエからシまでの15%以内。

③ 消費税等相当額

①及び②の経費のうち非課税取引、不課税取引及び免税取引に係る経費の8%。

※1 人件費及び賃金を計上する場合は、当該人件費及び賃金の支給対象者の全勤務時間のうち当該人件費及び賃金の支給対象者が占める割合（エフォート※2）を人件費単価に乗じた額とします。

※2 エフォート（事業専従率）は事業担当者の年間の全仕事時間を100%とした場合のうち、本事業の実施に必要となる時間の配分率（%）です。

※3 直接経費に計上できるものは、本事業の実施に直接必要であることが経理的に明確に区分できるものに限り、特に、消耗品費、光熱水料等を計上する場合は注意が必要です。

※4 一般管理費は直接経費以外で本委託事業に必要な経費です。具体的には、事務費、光熱水料、燃料費、通信運搬費、租税公課、事務補助職員の賃金等となります。なお、光熱水料等の全体額の一部を一般管理費で負担する場合には、事業に係る人数比で按分する等により合理的に算出し、本事業に係る経費として明確に区分してください。

(4) 購入機器等の管理

本事業により受託者（共同実施グループにより本事業を実施する場合は、共同実施グループを構成する全機関をいう。以下同じ。）が取得した物品（機械・備品費で購入した機械装置等）は受託者において、善良な管理者の注意をもって管理していただきます。管理のため、本事業の購入物品であることを管理簿に登録するとともに、物品にシールを貼るなどにより、明示してください。

なお、取得した物品（試作品を含む。）の事業終了後の取扱いについては、個別に、事務局への返還の可否を決定します。

12 委託費の支払方法

委託費の額が確定した後、受託者からの適法な請求書を受理した日から30日以内にその支払を行うものとします。ただし、受託者の請求により、必要があると認められる金額については、概算払をすることができます。

なお、概算払の請求は、予決令第58条ただし書に基づく協議が整った日以降とします。

(参考条文)

○予決令

第五十八条 会計法第二十二條の規定により概算払をすることができるのは、次に掲げる経費に限る。ただし、第三号から第六号までに掲げる経費について概算払をする場合においては、各省各庁の長は、財務大臣に協議することを要する。

一 (略)

二 (略)

三 委託費

四 補助金、負担金及び交付金

五 損害賠償金

六 民事訴訟法（平成八年法律第九号。以下「民事訴訟法」という。）第八十二條第一項に規定する訴訟上の救助により納付を猶予された裁判費用のうち鑑定に必要な費用及び刑事訴訟法（昭和三十二年法律第三十一号）第七十三條第一項。以下「刑事訴訟法」という。）に規定する鑑定に必要な費用

○会計法

第二十二條 各省各庁の長は、運賃、傭船料、旅費その他経費の性質上前金又は概算を以て支払をしなければ事務に支障を及ぼすような経費で政令で定めるものについては、前金払又は概算払をすることができる。

○民事訴訟法

第八十二條 訴訟の準備及び追行に必要な費用を支払う資力がない者又はその支払により生活に著しい支障を生ずる者に対しては、裁判所は、申立てにより、訴訟上の救助の決定をすることができる。ただし、勝訴の見込みがないとはいえないときに限る。

○刑事訴訟法

第七十三條 鑑定人は、旅費、日当及び宿泊料の外、鑑定料を請求し、及び鑑定に必要な費用の支払又は償還を受けることができる。

13 事業成果の取扱い

(1) 事業成果の報告等

受託者は、委託契約期間終了時まで、最低限次の①及び②の内容を含む事業実績報告書を、事務局長に提出します。

提出部数は印刷物3部、印刷物の内容を収録したCD又はDVD1部とします（実績報告書の添付資料等は、CD又はDVDのみで提出しても構いません。）。

① 実需者等との連携推進

ア 事業実施体制（実施体制、人員配置等）

イ 事業実施実績（事業実施項目、実施結果概要）

② 地域への適応性試験や加工適性試験の実施

ア 事業実施体制（実施体制、人員配置等）

イ 事業実施実績（事業実施項目、実施結果概要）

(2) 事業成果の帰属等

① 本事業は、国の委託事業であることから、本事業の成果は事務局長が継承します。

② 本事業に関して知り得た業務上の秘密は、契約期間中はもとより契約期間後も決して第三者に漏らしてはいけません。

なお、本事業は種苗提供に係る育成者権者等の知的財産権との関連が密接であるため、事業着手前に関係者とその取り決めについて十分に確認しておくことが望まれます。

14 次年度以降の取扱い

平成27年度及び平成28年度における本事業は、原則として、今回の公募により決定した受託者が実施することとします。

この際、受託者は前年度事業期間中に開催される本事業の進捗状況等を評価する評価委員会において、当該年度の事業計画、事業実績、当該年度の契約限度額を踏まえた次年度の事業計画を報告することとします。この評価委員会において、事業について改善事項等の指摘を受けた場合には、受託者は速やかに事業計画を改訂し、当該計画に基づき、改めて事務局との間で委託契約の締結を行います。

ただし、評価委員会において、事業の目標達成が著しく困難である等、事業を中止すべきと判断された場合は、継続的な委託を行わず、改めて事業実施主体を公募する場合があります。

15 その他

- (1) 受託者は、業務の進行状況等を定期的に報告するほか、事務局の求めに応じて報告を行い、適切な委託費の執行に努めることとします。
- (2) 事業の目的を達成するために、事務局は、業務状況及び進行状況に関して必要な指示を行えるものとし、受託者はこの指示に従うこととします。
- (3) 受託者は、業務により知り得た個人情報について、本事業以外の目的で使用し、又は第三者に漏洩してはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負うこととします。
- (4) 受託者は事業の目的を達成するために、本要領に明示されていない事項で必要な業務等が生じたとき又は業務の内容を変更する必要があるときは、事務局と協議の上、対応します。

16 応募、照会等窓口

本事業の内容に関する問合せは、応募の締切りまでの間、下記担当において受け付けます。

F A X 及び e-mail での応募はできませんので御留意ください。

なお、審査経過、他の提案者に関する事項、応募に当たり特定の者にのみ有利となる事項等にはお答えできません。

また、これ以外の問合せについては、質問者が特定される情報等は伏せた上で、その質問及び回答内容を全て事務局のホームページにて広く周知させていただく場合がありますので御了承ください。

記

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省農林水産技術会議事務局研究推進課（本館6階 ドア No. 671）

T E L : 03-3502-7462

F A X : 03-3593-2209

e-mail : mitsuru_fukuda@nm.maff.go.jp

担当者：調整班 福田